

物価高騰の影響を受けたみなさんを応援します！

# 北川村事業者支援 物価高騰対策給付金

長期化する物価の高騰により、経営に大きな影響を受けている個人や法人、農業・商工業など、すべての事業者を対象として事業活動の負担軽減を図るための支援金を給付します。

## 対象者

- 村内に住所を有する事業者で、下記2つの条件を満たす者
  - ①令和7年分の確定申告もしくは住民税申告を行っていること  
※令和7年1月以降に事業を開始し、法人税申告がまだの法人はご相談ください
  - ②事業売上金額(家事消費・雑収入を除く)及び不動産賃貸料が50万円以上

## 給付額 ※1事業者につき1回限り

### 令和7年中の対象収入額

- 50万円以上、100万円未満の場合 →1万円
- 100万円増加するごとに →1万円加算 ◎支給上限額20万円

## 必要書類

- 北川村事業者支援物価高騰対策給付申請書兼請求書  
※申請書配布場所: 役場担当窓口、案内チラシ、村HP
- 令和7年分の確定申告書(第1表)または令和8年度住民税申告書の控え(役場受付または税務署受付済みのもの)
- 個人事業主の方は収支内訳書及び青色申告決算書(①欄の金額が対象)  
※一般用の青色申告決算書のみ月別売上(収入)金額及び仕入金額欄を確認
- 法人の方は決算書(損益計算書の売上高の金額が対象)※1年以内で最新のもの
- 振込口座情報(北川村に登録のある口座を指定した場合は不要)

## 申請方法

郵送または窓口にて申請 ※令和8年5月29日必着分まで

## 受付期間

令和8年5月1日から令和8年5月29日 17時まで

## 申し込み先・問い合わせ

〒781-6441 安芸郡北川村野友甲1530

### 北川村役場

• 産業政策課 0887-32-1221

✉ [sangyo@vill.Kitagawa.lg.jp](mailto:sangyo@vill.Kitagawa.lg.jp)